

受動喫煙防止対策非常勤嘱託員設置要綱

平成31年3月6日
30川健健第1514号
健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）第26条の規定に基づき、受動喫煙防止対策非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 嘱託員は次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 受動喫煙防止対策にかかる業務
- (2) その他所属長が必要と認めたこと

(定数)

第3条 嘱託員の定数は、2人とする。

(身分)

第4条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員とする。

(任用)

第5条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）に定めるところにより任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

(任用の更新)

第6条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第6条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

(任用条件の明示)

第7条 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他任用条件を明示しなければならない。

(退職)

第8条 嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第9条 嘱託員は次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第10条 嘱託員の勤務日は、月曜日から金曜日のうち所属長が指定した週4日とし、勤務時間は、午前9時から午後5時15分までのうち7時間15分とする。

2 前項の規定に関わらず、業務上必要が生じた場合、所属長は、勤務時間を1日7時間45分、1週において29時間の範囲内で割振ることができる。

3 嘱託員の休憩時間は正午から午後1時までとする。

(休日)

第11条 嘱託員の休日は、正規職員の例による。

(年次有給休暇)

第12条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「会計年度」という。)の途中で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 年次有給休暇は、原則として1日を単位とするが、所属長が業務に支障がないと認めた場合は、半日又は1時間を単位として付与することができる。半日単位の年次有給休暇は正午で区分し、2回をもって1日の年次有給休暇とする。1時間単位の年次有給休暇は1日の勤務時間をもって1日の年次有給休暇とする。

3 第6条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第13条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領(4川総雇第74号)に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第14条 嘱託員は、市長の承認を受けて、当該嘱託員の子を養育するため、育児休業をすることができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)における非常勤職員の例による。

(部分休業)

第15条 市長は、嘱託員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該嘱託員がその子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことを承認することができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例における非常勤職員の例による。

(報酬)

第16条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定め

るもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第17条 嘱託員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第18条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第19条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,353円とする。

(費用弁償)

第20条 嘱託員がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第21条 所属長は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿、出張命令簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 部長等は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第22条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第23条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)

に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第24条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第25条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第26条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

1週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日
	13日	15日	15日	15日	15日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2 (第12条関係)

1週間の 勤務日数	任用期間(1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。)ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日